

総合型地域スポーツクラブ全国協議会総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度諸規程 改定対比表

※現行（改定前）から改定した条文のみ記載。下線を付した部分は改定箇所を示す。

1. 総合型地域スポーツクラブ全国協議会 登録規程

現行（改定前） （令和3年3月4日改定→令和4年4月1日施行）	改定後	備考
<p>第6条（有効期間） 登録の有効期間は、当該年度の11月1日から1年間とする。</p> <p>〈中略〉</p> <p>附則1 本規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、本規程に定める「登録クラブ」は、全国協議会登録認定細則において令和5年3月末日までの間は、登録認定を予備登録とすることに鑑み、令和5年10月末日までの間は「予備登録クラブ」と読み替えることとする。</p> <p>附則2 附則第1条中「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に変更する。（令和3年3月4日変更）</p>	<p>第6条（有効期間） 登録の有効期間は、<u>毎年度、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。</u></p> <p>〈中略〉</p> <p>附則 <u>（令和2年3月16日）</u> <u>1 本規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、本規程に定める「登録クラブ」は、全国協議会登録認定細則において令和5年3月末日までの間は、登録認定を予備登録とすることに鑑み、令和5年10月末日までの間は「予備登録クラブ」と読み替えることとする。</u></p> <p>附則 <u>（令和3年3月4日）</u> <u>1 附則第1条中「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に変更する。</u></p> <p><u>附則（令和4年7月19日）</u> <u>1 令和4年7月19日に第6条を改定。この改定は、令和4年7月19日から施行する。</u> <u>2 令和4年度の登録審査（令和4年11月1日登録認定分）にかかる登録クラブについては、第6条の有効期間を令和4年11月1日から令和5年10月31日までの1年間とする。なお、登録クラブの希望により、有効期間を令和6年3月31日まで延長することができ、この場合、延長した期間（令和5年11月1日～令和6年3月31日）にかかる登録料（第10条）は、2,000円とする。</u></p>	<p>✓ 期日の修正</p> <p>✓ 表記の修正</p> <p>✓ 表記の修正</p> <p>✓ 附則に改定日、施行日を追加</p> <p>✓ 令和4年11月1日からの登録クラブの有効期間、登録料に関する対応を追加</p>

	<p><u>3 令和5年度の登録審査（令和5年11月1日登録認定分）にかかると登録クラブについては、第6条の有効期間を、令和5年11月1日から令和6年3月31日までの5か月間とする。この場合、第10条の登録料は、「5,000円」とあるのを、「2,000円」とする。</u></p> <p><u>4 令和2年3月16日附則第1条中「令和5年3月末日」及び「令和5年10月末日」とあるのをいずれも「令和6年3月末日」に変更する。</u></p>	<p>✓ 令和5年11月1日からの登録クラブの有効期間、登録料に関する対応を追加</p> <p>✓ 予備登録の取り扱いに関する対応を追加</p>
--	--	--

2. 総合型地域スポーツクラブ全国協議会 登録審査細則

<p>現行（改定前） （令和4年3月2日改定→令和4年4月1日施行）</p>	<p>改定後</p>	<p>備考</p>
<p>第8条（登録審査結果の報告） 登録審査委員会は、前条による登録審査結果を審査実施当該年度の8月末日までに別に定める様式により都道府県協議会へ提出するものとする。</p> <p>〈中略〉</p> <p>附則1 本細則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。</p> <p>附則2 附則第1条中「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に変更する。</p> <p>附則3 本細則は、令和3年3月4日に改定し、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附則4 本細則は、令和4年3月2日に改定し、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>第8条（登録審査結果の報告） 登録審査委員会は、前条による登録審査結果を審査実施当該年度の<u>1</u>月末日までに別に定める様式により都道府県協議会へ提出するものとする。</p> <p>〈中略〉</p> <p>附則 <u>（令和2年3月16日）</u> <u>1</u> 本細則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。</p> <p>附則 <u>（令和3年3月4日）</u> <u>1</u> 附則第1条中「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に変更する。 <u>2</u> 本細則は、令和3年3月4日に改定し、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附則 <u>（令和4年3月2日）</u> <u>1</u> 本細則は、令和4年3月2日に改定し、令和4年4月1日から施行する。 <u>附則（令和4年7月19日）</u> <u>1</u> <u>令和4年7月19日に第8条を改定。この改定は、令和4年7月19日から施行する。</u> <u>2</u> <u>令和2年3月16日附則第1条中「令和5年3月末日」とあるのを「令和5年10月末日」とする。なお、令和6年度</u></p>	<p>✓ 期日の修正</p> <p>✓ 表法の修正</p> <p>✓ 表記の修正</p> <p>✓ 表記の修正</p> <p>✓ 附則に改定日、施行日を追加</p> <p>✓ 形式審査の期間の修正</p>

	<u>の登録審査（令和6年4月1日登録認定分）以降の登録審査においては、その審査方法を第7条第2項のとおり（通常の審査）とする。</u>	
--	--	--

3. 総合型地域スポーツクラブ全国協議会 登録認定細則

現行（改定前） （令和3年3月4日改定→令和4年4月1日施行）	改定後	備考
<p>第3条（登録認定リストの提出） 都道府県協議会は、前条で作成した登録認定リストを9月末日までに、全国協議会に提出する。</p> <p>第4条（登録認定リストの登録） 全国協議会は、登録認定リストを登録管理システムに登録する。 2. 全国協議会は、前項の手続が完了した旨を10月末日までに都道府県協議会に通知する。</p> <p>第5条（登録料の收受及び認定証の発行） 都道府県協議会は前条の通知を受理した後、登録認定リストに記載の総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）に対して全国協議会幹事長名による認定証を発行する。 2. 都道府県協議会は、前項により認定証を発行した総合型クラブ分の登録料（全国協議会が定める登録料）を12月末日までに全国協議会へ納付する。</p> <p>附則1 本細則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項については、令和5年3月末日までの間は、全国協議会登録審査細則及び全国協議会登録更新審査細則に基づく書類審査を形式審査としていることに鑑み、登録管理システムへの登録は行わず、登録認定リストに記載された総合型クラブを予備登録として取り扱うこととする。なお、予備登録においては、第5条第1項に定める認定証について、その名称を予備登録証に替えるものとする。</p>	<p>第3条（登録認定リストの提出） 都道府県協議会は、前条で作成した登録認定リストを<u>毎年2</u>月末日までに、全国協議会に提出する。</p> <p>第4条（登録認定リストの登録） 〈同左〉 2. 全国協議会は、前項の手続が完了した旨を<u>毎年3</u>月末日までに都道府県協議会に通知する。</p> <p>第5条（登録料の收受及び認定証の発行） 〈同左〉 2. 都道府県協議会は、前項により認定証を発行した総合型クラブ分の登録料（全国協議会が定める登録料）を<u>毎年5</u>月末日までに全国協議会へ納付する。 〈中略〉</p> <p>附則 <u>（令和2年3月16日）</u> <u>1</u> 本細則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項については、令和5年3月末日までの間は、全国協議会登録審査細則及び全国協議会登録更新審査細則に基づく書類審査を形式審査としていることに鑑み、登録管理システムへの登録は行わず、登録認定リストに記載された総合型クラブを予備登録として取り扱うこととする。なお、予備登録においては、第5条第1項に定める認定証について、その名称を予備登録証に替えるものとする。</p>	<p>✓ 期日の修正</p> <p>✓ 期日の修正</p> <p>✓ 期日の修正</p> <p>✓ 表記の修正</p>

<p>附則2 附則第1条中附則第1条中「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に変更する。 (令和3年3月4日変更)</p>	<p>附則 <u>(令和3年3月4日)</u> <u>1 附則第1条中「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に変更する。</u> 附則 <u>(令和4年7月19日)</u> <u>1 令和4年7月19日に第3条、第4条第2項及び第5条第2項を改定。この改定は、令和4年7月19日から施行する。</u> <u>2 第3条の適用につき、令和4年度の登録審査(令和4年11月1日登録認定分)及び令和5年度の登録審査(令和5年11月1日登録認定分)については、「2月末日まで」とあるのを、「9月末日まで」とする。</u> <u>3 第4条第2項の適用につき、令和4年度の登録審査(令和4年11月1日登録認定分)及び令和5年度の登録審査(令和5年11月1日登録認定分)については、「3月末日まで」とあるのを、「10月末日まで」とする。</u> <u>4 第5条第2項の適用につき、令和4年度の登録審査(令和4年11月1日登録認定分)及び令和5年度の登録審査(令和5年11月1日登録認定分)については、「5月末日まで」とあるのを、「12月末日まで」とする。</u> <u>5 令和2年3月16日附則第1条中の「ただし書き」は、次のとおり改める。</u> <u>「ただし、第4条第1項については、令和4年度の登録審査(令和4年11月1日登録認定分)及び令和5年度の登録審査(令和5年11月1日登録認定分)は、全国協議会登録審査細則及び全国協議会登録更新審査細則に基づく書類審査を形式審査としていることに鑑み、登録認定リストの登録管理システムへの登録は行わないものとする。なお、登録管理システムへの登録を行わない代わりに、令和4年度の登録審査(令和4年11月1日登録認定分)及び令和5年度の登録審査(令和5年11月1日登録認定分)において登録認定リストに記載された総合型クラブについては、当該登録認定の有効期間中は、「予備登録クラブ」として取り扱うこととし、第5条第1項に定める認定証について、その名称を予備登録証に替えて発行するものとする。</u></p>	<p>✓ 表記の修正</p> <p>✓ 附則に改定日、施行日を追加</p> <p>✓ 令和4年度及び令和5年度登録審査の第3条登録認定リストの提出に関する手続きを記載。</p> <p>✓ 令和4年度及び令和5年度登録審査の第4条(登録認定リストの登録)に関する手続きを記載。</p> <p>✓ 令和4年度及び令和5年度登録審査の第5条(登録料の收受及び認定証の発行)に関する手続きを記載。</p> <p>✓ 予備登録の取り扱いに関する対応を追加</p>
---	---	--

4. 総合型地域スポーツクラブ全国協議会 登録更新審査細則

現行（改定前） （令和4年3月2日改定→令和4年4月1日施行）	改定後	備考
<p>第4条（登録更新審査結果の報告）</p> <p>登録審査委員会は、前条による登録更新審査結果を審査実施当該年度の8月末日までに別に定める様式により都道府県協議会へ提出するものとする。</p> <p>〈中略〉</p> <p>附則1 本細則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。</p> <p>附則2 附則第1条中「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に変更する。（令和3年3月4日変更）</p> <p>附則3 本細則は、令和4年3月2日に改定し、令和4年4月1日に施行する。</p>	<p>第4条（登録更新審査結果の報告）</p> <p>登録審査委員会は、前条による登録更新審査結果を審査実施当該年度の<u>1</u>月末日までに別に定める様式により都道府県協議会へ提出するものとする。</p> <p>〈中略〉</p> <p>附則 <u>（令和2年3月16日）</u></p> <p><u>1</u> 本細則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。</p> <p>附則 <u>（令和3年3月4日）</u></p> <p><u>1</u> 附則第1条中「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に変更する。</p> <p>附則 <u>（令和4年3月2日）</u></p> <p><u>1</u> 本細則は、令和4年3月2日に改定し、令和4年4月1日に施行する。</p> <p>附則 <u>（令和4年7月19日）</u></p> <p><u>1</u> <u>令和4年7月19日に第4条を改定。この改定は、令和4年7月19日から施行する。</u></p>	<p>✓ 期日の修正</p> <p>✓ 表記の修正</p> <p>✓ 表記の修正</p> <p>✓ 表記の修正</p> <p>✓ 附則に改定日、施行日を追加</p>